

第 60 回アジア太平洋プライバシー機関（A P P A）フォーラム等結果報告

令和 5 年 12 月 20 日

個人情報保護委員会

令和 5 年 11 月 30 日（木）及び 12 月 1 日（金）、オーストラリア情報コミッショナーオフィス（O A I C）の主催により対面及びオンライン形式で開催された第 60 回アジア太平洋プライバシー機関（Asia Pacific Privacy Authorities : A P P A）フォーラム（※）等に、浅井委員、中湊専門委員及び事務局職員が参加した。

（※）アジア太平洋地域のデータ保護機関（13 の国・地域（オーストラリア、カナダ、コロンビア、香港、韓国、日本、マカオ、メキシコ、ニュージーランド、シンガポール、米国、ペルー、フィリピン）、20 機関）により、プライバシー保護に関する法制度や執行状況等に関する情報交換を行うことを目的として、年 2 回開催。当委員会は 2014 年からオブザーバーとして参加し、2016 年に正式メンバーとなった。

本フォーラム等において、当委員会が登壇したセッション及び発言概要は以下のとおり。

1. 各国からの報告：法改正その他の取組

浅井委員より、本年 6 月に東京で開催された第 3 回 G 7 データ保護・プライバシー機関（D P A）ラウンドテーブル会合において、信頼性のある自由なデータ流通（D F F T）、先端技術、執行協力という三本柱に基づき議論が行われたことを紹介した上で、それぞれの柱について成果文書として合意された内容を説明した。また、同じく G 7 で採択された生成 A I に関する声明の概要を説明し、当該声明が本年 10 月に開催された世界プライバシー会議（Global Privacy Assembly : G P A）においても決議されたことで、G 7 の成果が実を結んだ旨紹介するとともに、来年のラウンドテーブル会合に向け、今後は、行動計画等に沿って G 7 間で議論を継続する旨の発言を行った。

2. 越境データ流通における信頼の促進

中湊専門委員より、当委員会の取り組む信頼性のある個人データの越境流通の推進に関し、令和 4 年 12 月の経済協力開発機構（O E C D）における信頼性のあるガバメントアクセスに関する高次原則の策定について、議論の背景及び経過、同高次原則を明らかにした閣僚宣言の意義並びに今後の展望を説明した。A P P A フォーラムによる取組の可能性として、各法域におけるガバメントアクセスについて A P P A フォーラムの場で情報共有を行うことが考えられる旨の発言を行った。

3. 生成 A I 時代のデータ保護：未解決の論点と期待

A P P A と Centre for Information Policy Leadership（C I P L）の共催により開催されたサイドイベントにおいて、浅井委員より、当委員会が本年 6 月に公表した「生成 A I サービスの利用に関する注意喚起等」について、生成 A I サービスを利用す

る個人情報取扱事業者、行政機関等及び一般の利用者それぞれに対する注意喚起等の内容を説明した。当該注意喚起等と併せて行った、生成A Iサービスの開発者・提供者向けの注意喚起の内容及びフォローアップ等について説明し、今後も生成A Iサービスの開発・利用状況を引き続き注視し、状況に応じて追加的な対応の検討を行っていく旨の発言を行った。

そのほか、本フォーラムでは、「プライバシーと他の規制領域との接点」等のテーマにつき、各D P Aの取組の共有、意見・情報の交換が行われたほか、A P P Aの各ワーキンググループ、G P A、グローバルプライバシー執行機関ネットワーク（Global Privacy Enforcement Network：G P E N）、O E C D等における活動状況が紹介された。

本フォーラムでの各発表を踏まえて採択されたコミュニケは資料2－2、その仮訳は資料2－3のとおり。

（以上）